

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第5項の規定により，大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので，法第6条第6項の規定に基づき，次のとおり当該届出の概要を公告します。

平成16年4月27日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 届出者の氏名及び住所

株式会社サカエ

代表取締役 河田 幸晴

大阪市中央区平野町2丁目2番7号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社サカエ七条店

京都市下京区西七条北衣田町49

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積（1,000㎡）以下となった日

平成16年3月31日

3 届出年月日

平成16年4月6日

（産業観光局商工部商業振興課）